

自治基本条例（委員会報告）の構成とポイント

前文	<自治の理念> 自己決定・自己責任のもと参画し、協働することで、誇りの持てる「自治のまち」の創造を目指す
1．総則	
条例の目的	
定義	
自治の原則	(1)人権尊重、(2)情報共有、(3)参画及び協働
2．市民	
市民の権利	
市民の役割と責務	自治の主体者として積極的にまちづくりに参画する責務
3．市議会	
議会の役割、権限等	市の最高意思決定機関
議会の責務	政策形成機能の強化と活用
議員の責務	
4．市長等	
市長の役割と責務	市の統轄者
職員の役割と責務	
5．情報共有	
情報共有	
情報公開	
個人情報保護	
説明責任	
要望・苦情等への対応	
6．市政運営（自治体経営）	市政運営に経営の視点を重視
市政運営の原則	(1)地域資源の活用、選択と集中による戦略的行政運営の原則、(2)総合計画に基づく計画的行政運営の原則
組織	
人事政策	
法務政策	
法令遵守、公益通報	(1)コンプライアンスの原則 (2)公益通報の仕組みづくり
行政手続	
行政サービス提供等の原則	(1)市民の視点に立ったサービス提供の原則 (2)効果的かつ効率的な事業推進の原則

財政等	経営の視点に立った財政運営
行政評価 監査	
危機管理	市の最も基本的な役割のため、あえて規定

7. 参画及び協働

(1) 市政への市民参画

政策形成及び実施過程への参画 評価等への参画	行政評価及び監査（財務等考査）への市民参画を規定
-------------------------------------	--------------------------

審議会等 住民投票 住民投票の発議及び請求	市政の主体者である市民、市議会及び市長がそれぞれ住民投票実施を決定することができることを規定 (1)市長が必要と認めるとき (2)市民が請求又は議員が発議し、議会が議決したとき (3)定住外国人を含む18歳以上の市民が、総数の1/6以上の署名を添えて請求したとき 住民投票結果の尊重義務を規定
---	--

(2) コミュニティと市民公益活動

コミュニティ活動	区、自治会等の基礎的なコミュニティについて規定
--------------------	-------------------------

地域づくり	地域づくり委員会の設置について規定 ・市は、委員会へ必要な支援を行う ・市は、委員会の意思を反映し、政策形成を行う ・委員会は、市に代わって行政事務等を行うことができる この場合、必要な経費を原則として市が負担する
-----------------	---

市民公益活動	市は、市民公益活動を尊重し、必要な措置を講じる
------------------	-------------------------

(3) 協働のまちづくり

協働のまちづくり	(1)市は、多様な主体が公共的課題の解決や公共的サービスの提供を行うことができるよう必要な措置を講じる (2)市は、多様な主体の交流等の場と機会を創設する
--------------------	--

8. 最高規範性

最高規範性	この条例が、名張市の最高規範であることを規定
-----------------	------------------------

9. 国、三重県及び他の地方自治体との関係

- 国及び三重県との関係
- 他の地方自治体との関係